

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成27年10月8日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 6件

国民年金関係 3件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 6件

国民年金関係 5件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500161号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第1500027号

第1 結論

請求期間のうち、昭和56年4月から同年9月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和50年*月から昭和54年3月まで
② 昭和56年4月から同年9月まで

私は、20歳になった昭和50年*月頃に、国民年金の加入手続を区役所で行った。請求期間①及び②の国民年金保険料は、同居し一緒に働いていた姉夫婦の店に来ていた銀行員に渡して納付してもらっており、姉夫婦と一緒に納付したこともあったと思う。

請求期間①及び②の国民年金保険料を未納なく納付したはずなので、調査の上、請求期間①及び②の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②について、請求者は、当該期間の国民年金保険料を未納なく納付したと述べているところ、当該期間の前後の国民年金保険料が過年度納付により納付されていることが、その後居住していた市の国民年金被保険者名簿により確認できることから、当該期間の国民年金保険料の納付が特段困難であった事情は見当たらない。

また、同被保険者名簿によると、請求者は、請求期間②前後の国民年金保険料を、昭和54年度以降6年以上に渡り過年度納付により未納なく納付していることが確認できることから、請求者が、6か月と短期間である当該期間の国民年金保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

さらに、請求期間②当時同居の姉夫婦の当該期間の国民年金保険料は納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

一方、請求期間①について、請求者は、20歳になった昭和50年*月頃に、国民年金の加入手続を区役所で行ったと述べているが、請求者の国民年金の加入手続時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和52年1月頃と推認されることから、請求者の主張と一致しない。

また、請求者は、請求期間①の国民年金保険料を、姉夫婦の店に来ていた銀行員に渡して納付してもらっていた等と述べているが、i) 請求者は、当該期間の国民年金保険料の納付頻度をはっきり覚えていないこと、ii) 当該期間の国民年金保険料の領収証書を銀行員から受け取

ったかどうか全く記憶していないことから、当該期間の国民年金保険料の納付状況が不明である。

さらに、請求期間①当時同居し一緒に働いていた姉から、当該期間の請求者の国民年金保険料の納付について具体的な陳述を得ることはできない上、その姉夫婦の当該期間のほとんどの国民年金保険料は未納となっている。

加えて、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、ほかに請求期間①の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500206号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第1500030号

第1 結論

昭和51年6月から同年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年6月から同年9月まで

私は、20歳になった昭和45年*月から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。昭和48年9月に結婚してからは、妻が、2か月ごとに、集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていた。保険料を滞納することなく納付してきたにもかかわらず、請求期間が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料について、その妻が、2か月ごとに、集金人に納付してくれていたと主張しているところ、請求者が居住していた市では、請求期間当時、2か月ごとに集金人による保険料の収納が行われていたことが確認できることから、請求内容に特段不合理的な点は認められない。

また、i) 未納とされている期間は、請求期間のみであり、4か月と短期間であること、ii) 請求期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっていること、iii) 請求者は、国民年金に加入して以降、請求期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、国民年金加入後の請求者の年金への関心及び保険料の納付意識は高かったことがうかがわれることから、請求者が請求期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

さらに、請求者の特殊台帳によると、昭和45年度、昭和48年度及び昭和49年度の摘要欄に、年度切替後、過年度に未納があった場合の納付書が発行されていた旨の記載があり、当該納付書に基づいて、当該各年度中に納付されなかった保険料が過年度納付されていることが確認できるが、請求期間が属する昭和51年度の摘要欄には、納付書が発行されていた旨の記載が無いことから、請求者の請求期間の保険料が昭和51年度中に現年度納付されていた可能性を否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500207号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第1500031号

第1 結論

昭和51年6月から同年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年6月から同年9月まで

私は、結婚して会社を辞めた昭和48年8月から国民年金に加入し、夫婦二人分の国民年金保険料を、2か月ごとに、集金人に納付していた。保険料を滞納することなく納付してきたにもかかわらず、請求期間が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料について、2か月ごとに、集金人に納付していたと主張しているところ、請求者が居住していた市では、請求期間当時、2か月ごとに集金人による保険料の収納が行われていたことが確認できることから、請求内容に特段不合理な点は認められない。

また、i) 未納とされている期間は、請求期間のみであり、4か月と短期間であること、ii) 請求期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっていること、iii) 請求者は、国民年金に加入して以降、請求期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、国民年金加入後の請求者の年金への関心及び保険料の納付意識は高かったことがうかがわれることから、請求者が請求期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

さらに、請求者の特殊台帳によると、昭和49年度の摘要欄に、年度切替後、過年度に未納があった場合の納付書が発行されていた旨の記載があり、当該納付書に基づいて、当該年度中に納付されなかった保険料が過年度納付されていることが確認できるが、請求期間が属する昭和51年度の摘要欄には、納付書が発行されていた旨の記載が無いことから、請求者の請求期間の保険料が昭和51年度中に現年度納付されていた可能性を否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500211号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1500086号

第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における平成12年11月1日から平成14年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成12年11月から平成14年9月までの標準報酬月額については、9万8,000円から28万円とする。

平成12年11月から平成14年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

また、請求期間のうち、請求者のA社における平成14年10月1日から平成18年7月21日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成14年10月から平成18年6月までの標準報酬月額については、9万8,000円から28万円とする。

平成14年10月から平成18年6月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成14年10月から平成18年6月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成12年11月1日から平成18年7月21日まで

ねんきん定期便によると、A社における請求期間の標準報酬月額及び厚生年金保険料額が、給与明細書における総支給額及び厚生年金保険料控除額よりも低くなっているが、給料が急激に下がった記憶はないので、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成12年11月1日から平成14年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、28万円と記録されていたところ、平成13年10月31日付けで、平成13年10月の定時決定を取り消した上で、平成12年11月1日に遡って9万8,000円に減額訂正されているとともに、複数の同僚においても請求者と同様に同日付けで遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の事務長は、「請求期間当時、事業主が体調を崩したことが原因で業績が悪化し、社会保険料を滞納したために社会保険事務所(当時)に相談したところ、職員の標準報酬月額を遡って減額訂正することとなった。」旨を陳述している上、当該事業所に係る滞納処分票によると、請求期間当時において、社会保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成 13 年 10 月 31 日付けで行われた遡及訂正処理は事実在即したものは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている請求者の平成 12 年 11 月から平成 14 年 9 月までの標準報酬月額、請求者が提出した給与明細書で確認できる報酬月額及び事業主が社会保険事務所に当初届け出た記録から、28 万円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成 14 年 10 月 1 日）で 9 万 8,000 円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

請求期間のうち、平成 14 年 10 月 1 日から平成 18 年 7 月 21 日までの期間について、上記給与明細書及び A 社の事務長の陳述から、請求者は、当該期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（9 万 8,000 円）を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額（9 万 8,000 円）を超える標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成 14 年 10 月から平成 18 年 6 月までの標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、当該給与明細書で確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から 28 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 14 年 10 月から平成 18 年 6 月までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所に対し誤って提出し、給与明細書で確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500220号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1500088号

第1 結論

請求者のA社における平成23年6月23日の標準賞与額に係る記録を21万3,000円とすることが必要である。

平成23年6月23日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年6月23日

現在の勤務先であるA社において、育児休業期間中の平成23年6月23日に支払われた賞与が、会社の届出が遅れたために将来の年金給付に反映されない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。当該賞与に係る年金記録を訂正し、年金給付に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成23年6月度の賞与明細及び同年に係る賃金台帳により、請求者は同年6月23日にA社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、平成23年2月19日から同年9月30日まで、事業主は厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、請求者の育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、事業主が請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成26年8月28日に届け出たことにより、当該期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付は行われない記録となっているが、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、当該育児休業等の開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届における当該賞与額から、21万3,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500223号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1500089号

第1 結論

請求者のA社における平成23年6月23日の標準賞与額に係る記録を53万8,000円とすることが必要である。

平成23年6月23日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年6月23日

現在の勤務先であるA社において、育児休業期間中の平成23年6月23日に支払われた賞与が、会社の届出が遅れたために将来の年金給付に反映されない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。当該賞与に係る年金記録を訂正し、年金給付に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成23年6月度の賞与明細及び同年に係る賃金台帳により、請求者は同年6月23日にA社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、平成23年4月27日から平成24年4月17日まで、事業主は厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、事業主が請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後である平成26年8月28日に届け出たことにより、当該期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付は行われない記録となっているが、事業主から育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出があった場合は、当該育児休業等の開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届における当該賞与額から、53万8,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500160号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第1500025号

第1 結論

昭和59年7月から昭和63年9月までの請求期間、平成元年1月から同年3月までの請求期間及び平成元年7月から平成2年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和59年7月から昭和63年9月まで
② 平成元年1月から同年3月まで
③ 平成元年7月から平成2年3月まで

私が、25歳になった平成元年*月に、母親が当時居住していた町役場で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。

請求期間①、②及び③の国民年金保険料については、母親が、平成元年8月に同町役場で、納付書により15万円を納付し、その後、同様の方法で15万円ずつ2回に渡って同町役場で納付してくれていた。

請求期間①、②及び③の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、母親が、平成元年*月に請求者の国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているが、請求者の加入手続時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された国民年金被保険者の資格記録等から、平成2年8月ないし同年12月頃と推認され、請求者の主張する加入手続時期と一致しない。

また、請求者は、請求期間①、②及び③の国民年金保険料を母親が、町役場で3回に渡り15万円ずつ納付してくれたと主張しているが、i) 請求者は、当該期間の国民年金保険料の納付について直接関与していないこと、ii) 当該期間の保険料を納付したとする母親は、保険料の納付時期及び納付対象期間について覚えていないことから、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

さらに、前述の推認される請求者の加入手続時点において、請求期間①のほとんどの国民年金保険料は時効により納付できない上、請求期間①の一部並びに請求期間②及び③に係る保険料は過年度納付により納付するほかないが、制度上、国民年金保険料の過年度納付は町役場で取り扱うことはできない。

加えて、請求者が、請求期間①、②及び③の国民年金保険料を現年度納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間の始期から手帳記号番号が払い出されるまでの期間を通じて同一町内に居住していた請求者に対して、別の手帳記号番号が

払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500208号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第1500026号

第1 結論

平成7年11月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成7年11月

私は、平成7年10月に会社を退職し、再就職先が決まった平成7年12月に市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。

請求期間の国民年金保険料については、当該手続を行った際、窓口で1か月分の国民年金保険料を現金で納付した。

請求期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成7年10月に会社を退職し、再就職先が決まった平成7年12月に市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったと主張しているが、i) 請求者が請求期間当時居住していた市の国民年金被保険者名簿によると、請求者は平成6年4月1日に国民年金の被保険者資格を喪失しており、それ以後、請求期間に係る国民年金の被保険者資格を再取得した記録は確認できないこと、ii) オンライン記録によると、請求期間に係る国民年金の被保険者資格の取得及び喪失についての記録は、平成14年12月に遡って処理が行われていることが確認できることから、請求期間当時、請求者は厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っていなかったものと推認され、請求内容と一致しない。

また、請求期間の国民年金保険料について、請求者は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った際、窓口で1か月分の国民年金保険料を現金で納付したと主張しているが、請求者の請求期間の国民年金の被保険者資格の取得及び喪失の処理が行われた平成14年12月の時点において、請求期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、請求者の主張のとおり請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、請求者に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500193号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第1500028号

第1 結論

昭和58年3月の請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和58年3月

私は、昭和49年1月頃、町役場で国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたが、離婚に伴い昭和57年8月から昭和58年3月までの期間については、申請免除の手続を行っていた。

その後、再婚後の昭和58年3月に、同年3月分からの国民年金保険料を納付するつもりで区役所に行き相談したところ、担当職員から、同年3月は申請免除期間である旨の説明を受けた。

しかし請求期間の保険料が免除となっておらず未納となっていることに納得がいかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、再婚後の昭和58年3月に、同年3月分からの国民年金保険料を納付するつもりで区役所に行き相談したところ、担当職員から、同年3月は申請免除期間である旨の説明を受けたと主張しているところ、請求者が当該期間当時居住していた区の「昭和57年度国民年金被保険者収滞納一覧表」の収納状況欄には、当該期間の国民年金保険料が免除されていたことを示すコードが記載されており、当該期間の保険料は、免除の取扱いとなっていたことが確認できる。

しかしながら、請求者の所持する国民年金手帳によると、請求者は再婚に伴い昭和58年3月4日付けで強制加入被保険者から任意加入被保険者への種別変更を行っていることが確認できることから、当該時点において任意加入被保険者となった請求者は、制度上、国民年金保険料の免除を受けることはできない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていた期間として認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500122号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第1500029号

第1 結論

昭和46年8月から昭和52年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年8月から昭和52年3月まで

私は、昭和54年ないし昭和55年頃、知人の話や報道等で、今まで国民年金保険料を納付していなかった人も納付していなかった期間の保険料の全額を一括して納付することができることを知り、昭和55年5月頃、区役所又は社会保険事務所(当時)で国民年金の加入手続を行った。

これまで納付していなかった期間の国民年金保険料については、国民年金の加入手続を行った際に、担当者から私が当該一括納付の方法を用いた場合の保険料の納付の仕方等について説明を受け、所持していた40数万円で全額を納付するつもりでいたところ、担当者が私の生活費のことを心配してくれたので、その場では当該期間のうち、昭和46年8月から昭和52年3月までの分として約27万円を一括納付し、残りの昭和52年4月から昭和55年3月までの分は、納付書を発行してもらい、翌月の6月に郵便局で約12万円を納付した。

請求期間の国民年金保険料については、未納とされているが、保険料を納付していたことを示す資料として「知人の証言書」及び国民年金の加入時に説明を受けた際の担当者の「メモ」等を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料について、昭和55年5月頃、加入手続を行った区役所又は社会保険事務所で約27万円を一括納付し、同年6月頃、納付書により約12万円を一括納付したと主張しているが、i) 請求者の国民年金の加入手続時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から昭和55年5月頃と推認され、当該加入手続時点において、当該期間の保険料を納付するには、第3回特例納付により納付するほかないが、制度上、区役所で保険料を特例納付により納付することはできないこと、ii) 請求者は、加入手続当時、自身の居住していた区を管轄する社会保険事務所の所在地については知らなかったと述べていること、iii) 請求者は、請求期間直後の、特例納付により保険料を納付した昭和52年度の領収証書並びに過年度納付により保険料を納付した昭和53年度及び54年度の領収証書を所持しているものの、当該期間の領収証書は所持していない上、当該期間の保険料を納付した際に領収証書を受け取った記憶はないと述べていることから、その主張には不自然な点がある。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料として、「知人の証

言書」を提出しているが、当該資料は、請求者が当該期間の保険料を特例納付したことを請求者から聞いたという程度の内容であり、当該期間の保険料の納付時期及び納付回数などについての具体的記載はなく、請求者が納付したとする保険料の金額も数十万円と記載するにとどまっております。当該資料を請求者が当該期間の保険料を実際に納付していたことを裏付けるものと認めることはできない。

さらに、請求者は、加入手続き時に役所の担当者から請求者が特例納付を用いた場合の国民年金保険料の納付の仕方等について説明を受けた際、受け取ったとする「メモ」を提出しているが、当該メモについては、i) 昭和36年4月から昭和46年7月までの任意加入期間(124か月)が「カラ期間」として記載されていること、ii) 昭和52年4月から昭和55年3月までの未納期間(36か月)については、当該期間の保険料の納付金額及び納付期限と推認される金額と年月日が記載がされていること(これは、請求者の所持する当該期間の保険料の領収証書の納付済期間(36か月)と一致している。)、iii) 当該メモの納付済期間及びカラ期間に、加入後、60歳までの保険料を納付した場合の期間(147か月)を合算すると307か月となり、国民年金受給資格取得に必要な月数(300か月)を充足することになることから、請求者が国民年金に加入した時点において、国民年金受給資格取得に必要な最小限の期間について説明を行ったものと考えられ、当該メモは、請求者が請求期間の保険料を納付したことを裏付けるものではなく、むしろ、現在の請求者の国民年金の記録のとおり、昭和52年度から54年度までの3年間の保険料を遡って納付したことを示すものとするのが自然である。

加えて、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付した証拠として、当時の市の広報紙等の資料を提出しているが、当該資料のいずれからも請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したことを裏付ける事実及び事情は見当たらない上、ほかに当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、口頭意見陳述においても、請求者が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県) (受) 第1500159号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県) (国) 第1500032号

第1 結論

昭和53年4月から昭和54年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年4月から昭和54年6月まで

私は、大学卒業後、母親に勧められ、昭和54年6月に、国民年金の加入手続を区役所の出張所で行った。その際、同出張所の職員から、「2年間遡って加入することができる。」と勧められ、私は昭和53年4月1日から加入することとなり、遡った期間の国民年金保険料の納付書を発行してもらった。納付書に記載された請求期間の納付金額は、所持していた現金で納付することができる金額だったので、その場で全額を納付した。

請求期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和54年6月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、請求者の国民年金の加入手続時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された国民年金被保険者の資格記録等から、昭和56年7月頃と推認され、請求内容と一致しない。

また、請求者は、国民年金の加入手続を区役所の出張所で行った際に、請求期間の国民年金保険料をその場で遡って納付したと述べているが、i) 請求者の主張する加入手続時点において、当該期間のほとんどの保険料は過年度納付により納付することとなるが、制度上、当該出張所では過年度分の保険料を現金で納付する取扱いが行われていないこと、ii) 請求者は、遡って納付したとする納付金額について具体的に覚えていないことから、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

さらに、前述の請求者の推認される加入手続時点(昭和56年7月頃)において、請求期間のほとんどは時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、請求者の主張のとおり請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間の始期から請求者の手帳記号番号が払い出された時期までを通じて同一区内に居住していた請求者に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡もない。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)がなく、ほかに請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が

請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500190号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1500087号

第1 結論

昭和41年10月1日から昭和46年5月1日までの請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和54年10月1日から平成2年11月1日までの請求期間について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和41年10月1日から昭和46年5月1日まで
② 昭和54年10月1日から平成2年11月1日まで

A社の工事現場で、同社を紹介してくれた者が請け負っていた基礎工事に関わる仕事をしていた請求期間①と、B社に勤務し、機械を製造する仕事をしていた請求期間②が厚生年金保険被保険者期間となっていない。両社とも、給料から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査の上、請求期間①及び②について被保険者資格を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求期間当時にA社の厚生年金保険の被保険者であった複数の元従業員の回答内容と請求者の記憶がおおむね一致していることから、期間は特定できないものの請求者が請求期間当時に同社の工事現場で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、請求者は、A社から基礎工事の仕事を請け負い、請求者と一緒に仕事をし、仕事を世話してくれた者から給料をもらっていたと陳述しているところ、前記の複数の元従業員は、「同社は、正社員は全員厚生年金保険に加入していたが、請求者の陳述内容であれば、請求者は同社の社員ではなく、請負として勤務している者に該当し、同社の厚生年金保険には加入することはできない。」と陳述している。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、請求期間当時の事業主に照会したものの、回答を得ることができず、請求者の勤務実態、勤務形態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

請求期間②について、B社の商業登記簿謄本並びに同社の事業主及び同僚の陳述から期間は特定できないものの、請求者が当該期間に同社で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となった

のは、請求期間②後の平成2年11月1日であり、当該期間においては適用事業所でなかったことが確認できる。

また、B社の事業主は、「請求期間当時の資料は保管しておらず、請求者の給料から厚生年金保険料を控除していたかどうか不明だが、当社は、請求期間当時は従業員が4名ぐらいしかいなかったため、厚生年金保険には加入しておらず、各自が国民年金に加入し保険料を納付していたと思う。」と陳述している上、事業主も請求期間当時に国民年金加入者であったことがオンライン記録から確認できる。

さらに、B社の同僚も、「請求期間当時、B社は、厚生年金保険に加入しておらず、同保険料も給料からは控除されていなかった。自分で国民年金に加入し保険料を納付していた。」と陳述している。

加えて、請求者が請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給料明細書等の資料は無い。

このほか、請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。